

港区立図書館窓口等業務委託

事業者公募要項

平成 28 年 12 月 13 日

港区教育委員会事務局 図書・文化財課

1 趣 旨

公立図書館は、本や雑誌などの収集・整理することを通じて、過去から現在にわたる知識や情報を広く公開し、利用に供することで「知ること・学ぶこと」を支えてきた施設です。

港区では平成 26 年 10 月に社会状況の急速な変動に伴い教育行政を取り巻く環境が大きく変化していく中、より先進的、発展的な教育施策を推進していくため、今後 10 年間の将来を見据え、これからの教育行政の根幹となる理念を示す「港区教育ビジョン」を策定しました。この港区教育ビジョンの策定を受け、区民ニーズや図書館を取り巻く状況の変化を踏まえ、新しい図書館像を示し、図書館サービスの一層の充実と推進を目的として平成 27 年 2 月に「港区立図書館サービス推進計画」を改定しました。港区立図書館サービス推進計画は港区教育ビジョンにおいて示された 5 つの方向性のうち、「生涯を通じた学び」、「地域社会で支えあう学び」の実現が区立図書館の将来像を示しています。

このような状況を踏まえ、平成 29 年度の港区立図書館窓口等業務委託を継続するにあたり、公共図書館の運営方法について専門的なノウハウを持ち、港区立図書館に求められる多様な図書館サービスが提供可能であり、且つ効率的で質の高い運営を安定的に供給可能な事業者を選定します。

2 委託対象施設の概要

(1) 名 称：港区立みなと図書館

(2) 所在地：港区芝公園三丁目 2 番 25 号

(3) 施設の概要

① 敷地面積：1,565.07㎡

② 建物構造・面積：SRC 地下1階地上3階建て 3,997.11㎡

(4) 委託期間 (29 年度予定)

① 平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

② 年末年始 (12 月 29 日～1 月 2 日) については、業務を要しない日とします。

③ 区で定める休館日及び臨時休館する場合の業務については、別途区が指示します。

④ 業務必要日数 (想定) 360 日

(5) 委託時間 (29 年度予定)

① 平日 (月曜日～金曜日)、土曜日 午前 8 時 30 分～午後 8 時 15 分

② 日曜日、12 月 28 日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

③ 閉館日における委託時間 午前8時30分～午後5時15分

(6) 区の職員配置体制

委託時間は区の職員が常駐しています。

3 予定する委託業務等

港区立図書館窓口等業務（詳細は、別添1「平成29年度港区立図書館窓口等業務委託仕様書」・「職員業務と委託業務の切り分け表」参照）

- (1) 開館業務・巡回・閉館業務
- (2) 貸出および返却処理
- (3) 配架整理・書架出納等カウンター周辺業務
- (4) 利用者の登録事務
- (5) 予約資料（相互貸借を含む）・リクエストに関する業務
- (6) レファレンス・読書相談業務
- (7) 障害者サービスに関する業務
- (8) 文化事業等に関する業務
- (9) 受入等資料の整理に関する業務
- (10) 資料の除架・除籍に関する業務
- (11) 督促
- (12) 蔵書点検
- (13) 資料の装備
- (14) その他（電話対応、各種受付、利用統計の報告等）

4 応募資格

- (1) 港区の競争入札参加資格登録業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。
- (4) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契第238号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日23港総契第1157号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

5 区内事業者の優遇について

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。区外事業者のみでの参加も可能ですが、区内事業者又は区外事業者が区内事業者と共同してプロポーザル選考に参加する場合は、一次審査において、評価点を優遇します。

区外事業者のみで参加申請する場合は、評価点の優遇はありません。

①区内事業者として扱う事業者は以下のとおりです。

- ・登記簿上、区内に本店を置く事業者（港区競争入札参加資格登録の有無は問いません。）
- ・区内に支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者の場合は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成 25 年 3 月 14 日 港総契第 2801 号）で定める事業者

②共同の方法：複数事業者による共同事業体の結成

③ 区内事業者又は共同事業体で参加申請する場合：

「一次審査における一次評価点」の 5%（※）を一次評価点に加点します。

（※：小数点以下切上げ）

④共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する全ての事業者がこの応募資格に該当することが必要です。

代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

（ア）共同事業体構成書

（イ）共同事業体協定書兼委任状

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを科します。

5 提案書の作成

(1) 提出書類

	名 称	様 式	部数	
			正本	副本
①	応募申込書	様式 1	1部	—
②	共同事業体構成書（会社事業概要・資格等） （※共同事業体で参加申請の場合）	様式 2	1部	—
③	共同事業体協定書兼委任状 （※共同事業体で参加申請の場合）	様式 3	1部	—
④	会社概要書（会社事業概要・資格等）	様式 4	1部	8部
⑤	図書館運営実績（指定管理、委託管理も含む）	様式 5	1部	8部
⑥	提案書 ○会社概要・運営実績（指定管理、委託管理も含む） について ○従事職員の配置体制について ・責任者・副責任者等とバックアップ体制 ・ローテーションについての考え方と具体的提案 ・執行体制とローテーション表 ○研修体制について ○利用者対応・プライバシー保護に関する考え方について ・研修、個人情報漏洩防止策、発生した場合の対応策等 ○従事職員の資格・経験・雇用形態と保険等の加入について ○区職員との連絡調整および連携・業務開始までの準備スケジュールについて	様式自由	1部	8部
⑦	提案書（概要版）	様式 6	1部	8部
⑧	平成 29 年度概算費用	様式自由	1部	8部
⑨	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証明書類	認定通知書等の写し	1部	

(2) 留意事項

- ① 所定の様式で作成してください。様式の定めのないものは A4 版で作成してください。
- ② 副本については、法人名など応募事業者が特定できる部分をマスキング（黒塗り）のうえ、提出してください。
- ③ 電子媒体（CD-R, または FD）に正本及び副本を入力したものを 1 部提出してく

ださい。ファイル形式は、WORD、EXCEL 及び PDF でお願いします。

6 選考手続き

港区立図書館窓口等業務委託事業候補者選考委員会（以下、「選考委員会」という）が定める選考方法・基準により審査を行います。

公平で公正な審査のため、委員に対しては事業者名を示さずに審査します。

(1) 第1次審査

港区立図書館に求められる運営体制・内容について評価します。見積金額は、審査項目の一つですが、提案された運営体制・内容において適正金額を評価するもので、最低価格をもって決定に至るものではありません。

第1次審査は、提出書類について書面による審査を行います。

(2) 第2次審査

第1次審査通過者について、プレゼンテーション及びヒアリングを行います。

第2次審査の選考時間は、1事業者プレゼンテーション10分、ヒアリング20分程度とします。その際、必ず、配置予定の責任者の参加をお願いいたします。また、必要な場合は、選考事業者の受託現場の確認を行うこともあります。

第2次審査の審査項目は、次のとおりです。

評価項目	審査内容
業務に関する専門性や理解度	業務に関する知識や認識が的確であり、本業務の目的、条件、内容の理解度が高いか。
安全安心な業務の実施体制	安定的に業務を実施する体制が整備され、個人情報の保護が適正か。利用者への対応が的確に行えるか。
人材育成の仕組み	十分な研修体制の確保や継続的な教育が実施できるか。
提案内容の実現性	提案が実現可能なものであるか。
業務に関する積極性や意欲	提案に関する補足説明が明確であり、業務に対する取組意欲が強く感じられるか。

(3) 審査結果

審査結果は、第1次審査、第2次審査ともに応募者全員に文書で通知します。第1次審査通過者は、第2次審査におけるプレゼンテーション用資料の提出を求める場合があります。詳細は、第1次審査通過者に連絡します。

選考委員会で事業候補者として選定した後、港区業者選定委員会に付議し、審議を経た後、契約するため、結果の通知をもって直ちに契約締結を約束するものではありません。

7 選考スケジュール

(1) 公募要項配布

平成28年12月13日（火）～平成28年12月28日（水）午後5時まで

(2) 質疑受付

平成28年12月13日（火）から平成28年12月19日（月）午後5時まで

・巻末の質問書に必要事項を記入し、FAXで送信してください。なお、未達を

防ぐため、事前に電話連絡をお願いします。

- (3) 質疑回答 平成 28 年 12 月 20 日 (火)
 - ・全ての質疑に対する回答書を FAX またはメールで送信します。
 - ・回答書は、本要項と一体のものとして、本要項と同様の効力を有します。
- (4) 提案書受付
平成 28 年 12 月 21 日 (水) から平成 29 年 1 月 6 日 (金) 午後 5 時まで
 - ・みなと図書館 3 階庶務係へ必ず持参してください。
 - ・受付期間中の午前 9 時から午後 5 時までの時間に提出してください。
 - ・書類の確認を行いますので、事前に電話連絡の上、来館願います。
- (5) 第 1 次審査 平成 28 年 1 月下旬 (予定)
- (6) 第 2 次審査 平成 29 年 2 月上旬 (予定)
- (7) 選考結果通知 平成 29 年 2 月中旬頃
- (8) 契約締結予定 平成 29 年 4 月 1 日 (平成 29 年度予算成立後)

8 情報の公表

公表は、契約締結後、区のホームページ等で行います。

選考過程の情報の公表は、契約事務におけるプロポーザル方式の適正な運用を担保し、事業者選考における透明性を高めるために区の有する情報を区民に対して積極的に発信するものです。

(1) 応募書類等

応募時に提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しません。応募書類等の著作権は、申請者に帰属します。

ただし、教育委員会は公表等する場合には、応募書類等の内容を無償で使用できるものとします。

なお、応募書類等は、港区情報公開条例の規定に基づき、公開請求の対象になります。

(2) 選考過程の情報

事業者の選考過程に関する情報（応募書類、選考委員会報告書、公募時質問項目、選考委員会会議録等）は、原則公表します。なお、事業者名については、決定事業者のみ公表の対象とします。

9 注意事項

- (1) 参加に必要な費用は、全て事業者の負担とします。
- (2) 区に提出された全ての資料は、返却しません。
- (3) 提出期限以降の提案書の差し替え及び再提出は認めません。
- (4) 提出物の虚偽記載が判明した場合には、提案書を無効とします。

10 連絡先、書類等の提出先

みなと図書館庶務係 橋本 (はしもと)・中村 (なかむら)

電話 03 (3437) 6621

FAX 03 (3437) 6627

図書・文化財課 庶務係
(港区立みなと図書館) 行
FAX 03 (3437) 6627

平成 年 月 日

質 問 表

港区立図書館窓口等業務委託事業者公募要項に基づき、質問事項を提出します。

(質問者)

法人等の名称			
所属・職名			
担当者 ^ふ 氏 ^り 名 ^が			
電話番号		FAX	
E-mail			

(質問事項)

No.	書類名	ページ 数等	項 目	内 容
1				
2				
3				
4				
5				